

運用指針

第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

橋梁から盛土への変更

(新東名高速道路 ハダノ 秦野 I C ~ ゴテンバ 御殿場 J C T : ゴテンバ 御殿場市)

## 当初計画

- ・比較的平坦な地形の農地の中を本線が通過
- ・地元住民及び自治体から提案された**農地の減少**や**地域分断への配慮**、**富士山眺望などの景観への配慮**、**高速道路用地の地域への開放(高架下利用)**などの要望があり、御殿場IC～御殿場JCT間は**橋梁構造**で平成6年7月に都市計画決定



## 経営努力による変更

- ・コスト縮減を図るため、橋梁から盛土構造への変更を検討し、**余剰な建設発生土を有効利用できることに着目**
- ・近隣に人家などが少なく、橋脚高さが低く、用地幅が大幅に増えない区間を対象とすることで、**農地の減少や地域分断への影響を最小限に抑える計画**を立案
- ・特に、地域分断の影響を危惧された地元住民に対し、横断する県道及び市道は集約することなくボックスカルバートを設置し、**地域分断の影響を緩和**
- ・地元住民に対し、地域分断や景観への影響度合いについて、**フォトモンタージュ**や**同様の道路構造をもつ開通済の高速道路の地域を案内**するなど丁寧に説明
- ・富士山から供給される**豊かな伏流水**に対して**盛土構造が有利**であることや、用地取得範囲が分かるように**用地仮幅杭を設置した上で現地説明会を実施し、盛土構造への了解を得る**



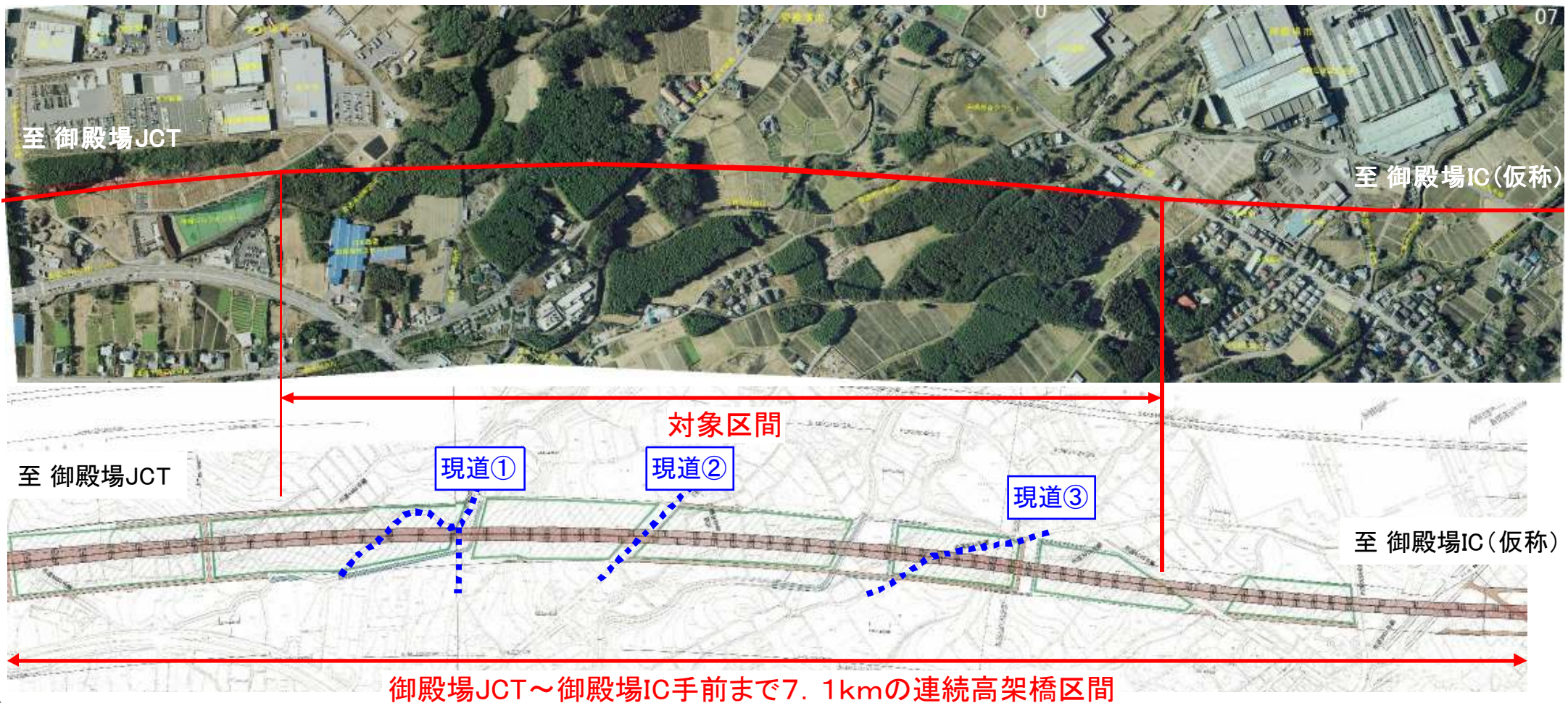
# 新東名高速道路 秦野IC～御殿場JCTの路線概要



- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路。
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線。
- ・秦野IC～御殿場JCT(約32.3km)はH32年度開通に向けて用地取得の推進及び工事を順次発注中。

# 御殿場IC～御殿場JCT間の道路構造 当初計画

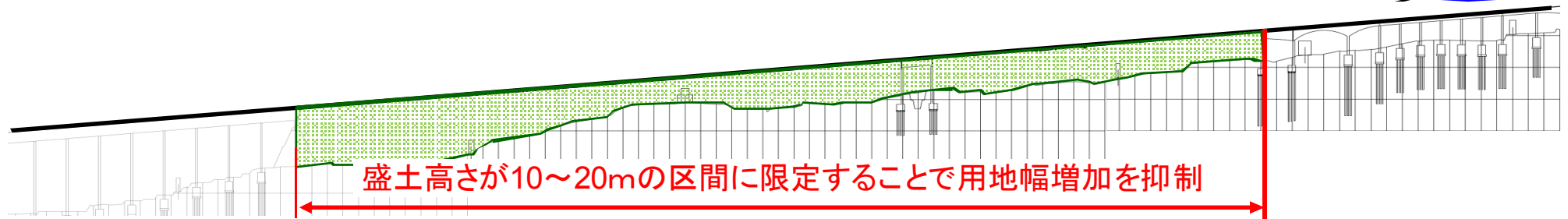
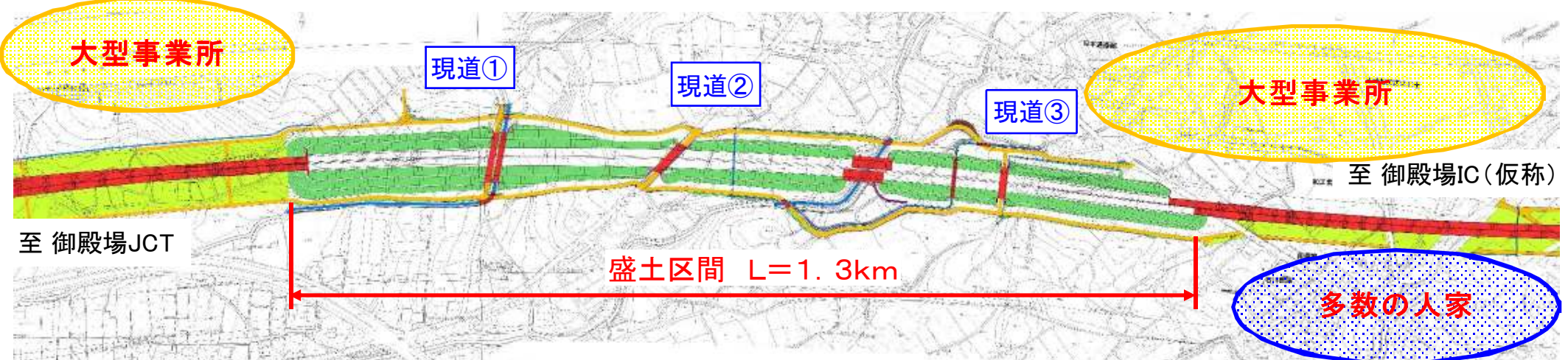
- ・比較的平坦な地形の農地の中を本線が通過
- ・地元住民及び自治体から提案された**農地の減少や地域分断への配慮、富士山など自然豊かな周辺景観への配慮、高速道路用地の地域への開放(高架下利用)**などの要望があり、御殿場IC～御殿場JCT間は**橋梁構造**で平成6年7月に都市計画決定



# 道路構造の見直しの検討

## コスト削減を図るため、橋梁区間の土工化を検討

- ・コスト削減を図るため、橋梁から盛土構造への変更を検討
- ・余剰な建設発生土が発生する区間であることから、**発生土を有効利用**できることに着目
- ・近隣に人家などが少なく、橋脚高さが低く、用地幅が大幅に増えない区間を対象とすることで、**農地の減少や地域分断への影響を最小限に抑える計画**を立案
- ・横断する県道及び市道は**集約化することなく、現道位置にボックスカルバートを設置**することで地域分断の影響を緩和



# 道路構造の見直しに対する取組み

## 行政（静岡県、御殿場市）との協議

- ・道路構造の変更に関して地元住民の反発が予想されることから、道路構造見直しの再考を求める意見が出されたが、**地域分断の影響を緩和した付替道路計画を提案**するとともに、地元への説明内容などの詳細に関して度重なる協議を実施し、了解を得る



## 地元との協議

- ・地域分断や周辺景観への懸念に対して、**フォトモンタージュを用いたわかりやすい説明**を実施した上で、**同様の道路構造を持つ開通済の高速道路の地域を案内**するなどの取組みを実施
- ・用地取得範囲の増加への懸念に対して、**地権者一人一人の了解を取り、用地仮幅杭を現地に設置**して丁寧に説明
- ・富士山からの豊かな伏流水に対して、盛土構造に変更することで伏流水に影響を与えないことを説明
- ・道路構造の変更延長が長く、対策協議会、関係地権者と**約3年（38回）に渡る協議を実施**し、了解を得る

## 【協議経緯】

年月	経緯（協議・現場作業等）	協定・設計
平成 6年 7月		都市計画決定（嵩上げ式）
平成18年 3月		協定締結（会社・機構）
平成19年12月～平成23年2月	盛土構造への変更も含め行政と協議（21回）	
平成20年 5月～平成23年6月	盛土構造への変更も含め地元と協議※（38回） ※地権者との個別協議含む	
平成23年 3月	設計協議確認書締結	

地元と協議し同意を得て、橋梁の一部を盛土構造に変更したことは、  
**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

地元と協議し、橋梁の一部を盛土構造に変更したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議